

年金制度改正法案が閣議決定

政府は5月16日、年金制度改正法案を閣議決定し、通常国会へ提出しました。
厚生労働省のホームページでは、特設ページが設けられており、次期年金制度改正案の全体像など詳細が掲載されています。

【改正の趣旨】

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

【改正の概要】

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ①短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。
※既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ①遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ②子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。
※68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

II. 私的年金制度の見直し

- ①個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ②企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ①子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ②再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

【施行期日】

令和8年4月1日（ただし、Ⅲ③：公布日、Ⅰ1③：令和8年10月1日、Ⅰ4（68万円へ引上げ）：令和9年9月1日、Ⅰ1①（企業規模要件）：令和9年10月1日、Ⅰ1①（賃金要件）・Ⅱ①：公布から3年以内の政令で定める日、Ⅰ4（71万円へ引上げ）：令和10年9月1日、Ⅰ3・Ⅲ①：令和10年4月1日、Ⅰ4（75万円へ引上げ）：令和11年9月1日、Ⅰ1②：令和11年10月1日、Ⅲ②：公布から4年以内の政令で定める日、Ⅱ②：公布から5年以内の政令で定める日）

社会人1年目と2年目の意識調査

ソニー生命保険株式会社は、2025年2月から3月にかけて、2025年春（4月）から働き始める社会人1年生、または、就職してから1年が経つ社会人2年生で20～29歳の男女に対し、今年で12回目となる「社会人1年目と2年目の意識調査」を実施し、1,000名の集計結果を公開しました。

◇社会人1年生・2年生の仕事観

- ・社会人2年生が、社会人1年目に職場でドン引きしたこと
1位「社内の人間関係がギクシャクしていた」 2位「ハラスメントを受けた・見聞きした」
3位「仕事内容が事前に聞いていたことと違った」

◇社会人1年生・2年生の先輩・上司に対する意識

- ・社会人1年生・2年生が先輩に言われたらやる気を奪われるセリフ
1位「この仕事向いてないんじゃない？」 2位「なんでできないかな？」
3位「私が若いころは〇〇だったのに」

◇社会人1年生・2年生のモチベーションと生きがい

- ・仕事のモチベーションが上がるのはどのようなとき？
1位「先輩・上司に褒められる」 2位「新しいスキルが身につく」
3位「先輩・上司に努力を認められる」 社会人2年生では「新しいスキルが身につく」が1位

◇社会人のイメージと有名人

- ・一緒に頑張りたい同期のイメージに合う男性有名人
1位「目黒蓮さん」 2位「高橋文哉さん」 3位「大橋和也さん」

— ソニー生命保険株式会社 ニュースリリースより抜粋 —

☆ もうすぐ梅雨の季節となります。梅雨の時期は湿気や温度差から体調も崩しやすくなりますので、熱中症にも気を付けながら、体調管理していきたいと思います。 鉛筆子

